

檀原市ふるさと納税払いチョイスPay 事業について【概要】

1. 檀原市ふるさと納税払いチョイスPay（以下「チョイスPay」）の概要



檀原市ではふるさと納税を通じて、飲食店での食事券や宿泊券等を発送しておりますが、この度アフターコロナを見据えて、より使い勝手のよいペーパーレスの商品券（チョイスPay）を発行いたします。

こちらは、加盟店でのお買い物や食事・宿泊に1ポイント（＝1円）単位からご利用いただけます。

2. チョイスPayのサービス全体の流れ



3. チョイスPayを購入できる方

檀原市外にお住まいで、一定の収入がある方。（檀原市に寄附（電子感謝券を購入）できる金額は寄附者の収入や納税額の状況により異なります。）

4. 地域振興券や他の電子クーポン券との違い

地域振興券との違い

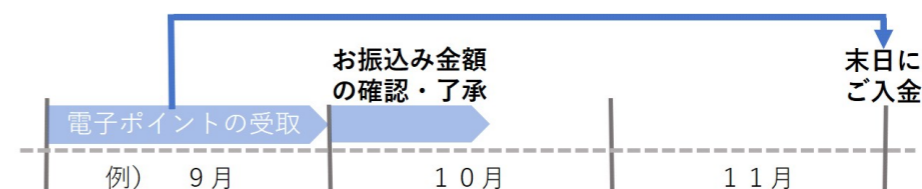
- （1）電子決済なので、即時決済可能
- （2）現金などに触れないので、感染対策になる
- （3）1ポイント（＝1円）から使える
- （4）換金手続きが簡単（詳細は下記参照）

電子クーポン・電子マネーとの違い

- （1）使える商品が、市内で生産され商品や飲食、宿泊、その他サービスに限られる
- （2）購入できる人が市外の人に限られる
- （3）ふるさと納税なので、寄附上限額まで実質的な負担が年間2,000円
※寄附額は確定申告等で返金

5. 加盟店へのお支払い

電子ポイントを受け取った月の翌々月末日に、委託事業者よりポイント代金をご入金いたします。
（末日がお休みの場合は前営業日に入金いたします。）



電子ポイントを受け取った翌月の上旬にお振込み金額の確認を行いますので、委託事業者までお返事をお願いします。（連絡方法：メールまたはFAXからお選びください）

6. 加盟店の要件

市内で生産され商品や飲食、宿泊、その他サービスを提供する店舗が対象となります。また以下の項目に該当する場合は加盟店への登録をお断りすることがあります。

- (1) 法律に定められたふるさと納税の地場産品基準に違反する場合
- (2) 店舗の商品構成が地場産品以外の物が過半数を占め、運用上、地場産品のみを対象とすることが難しいと予想される店舗
- (3) サービス事業者でも、全国共通のサービスを提供する店舗
例) 全国展開するフランチャイズの飲食店、地域に関連性がないサービス
- (4) 処方箋薬局などがある店舗
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する防止等に関する法律に掲げる暴力団等との関係性がある店舗
- (6) 橿原市での市税を滞納している店舗
- (7) その他加盟店規約・システム利用規約に記載された事項を遵守いただけない店舗

7. 手数料等

加盟店手数料（サイト利用料、掲載料、振込手数料）はかかりません。

※インターネットやFAXなど通信料等ご負担いただく物が発生する場合があります。

8. 申請書類

- (1) ふるさと納税払いチョイスPay 事業者登録シート
- (2) ふるさと納税払いチョイスPay 同意書
- (3) 感謝券ページに掲載する写真（店舗全体や商品、料理等 PR できるもの）

9. 申請方法

原則、郵送による受付（写真はメールでお願いします）

◆ 送付先

〒634-8586

奈良県橿原市八木町1丁目1番18号

橿原市役所 地域振興課 宛

10. 申請期間

令和3年9月2日（木）受付開始

※令和4年9月1日（木）から「ふるさと納税払いチョイスPay」に名称変更

11. ご連絡先

橿原市役所 地域振興課 地域振興係

担当：榊・田中・山風呂

TEL：0744-21-1117 （直通）

mail：chiikishinko@city.kshihara.nara.jp